「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての 論点・課題整理 (システム仕様(案)の内容・課題について)

2017.6.4.

※ 本「論点・課題整理」は、下記説明会資料を基に作成したものである。 (本文中の資料も、ホームページに公開された下記会議資料を引用したものである。)

・「地域経済応援ポイント導入による消費拡大プロジェクト」における「マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド」のシステム仕様(案)並びに「取扱マニュアル」(案)等に係る地方公共団体等説明会

日本図書館協会 図書館の自由委員会(西地区)委員 奥野吉宏

出典:

「地域経済応援ポイント導入による消費拡大プロジェクト」における「マイキープラットフォーム及び自治体管理クラウド」のシステム仕様(案)並びに「取扱マニュアル」(案)等に係る地方公共団体等説明会(平成 29 年5月 12 日 総務省)配布資料

- 1 「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環システムの構築(未定稿)
- 2-1 システム設計書(活用マニュアル概要)・2-2 システム画面集

http://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html

※参考資料

- ・「「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環の拡大に向け取組」 2016.12.4. 総務省検討会資料 http://www.soumu.go.jp/main content/000451967.pdf
- ・「マイナンバーカードを図書館の利用カードとして活用することについて(「マイキープラットフォーム」の活用)」 2016.12.14、総務省・日本図書館協会向け説明会資料
- 「「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理」 2017.1.15.
- · 「緊急学習会「マイナンバーカードの図書館利用とは」」当日資料 2017.1.30.

日本図書館協会 図書館の自由委員会

「図書館の自由通信 マイナンバーカードの図書館利用について」

http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/626/Default.aspx#myno

1. マイナンバーカードを図書館カードとして利用することについて

・マイナンバーカードの活用候補の最初に「図書館(貸出カード)」があげられている。

(公共的なカードをマイキープラットフォームに載せる計画の1番目にあげられている。)

ただし、12月4日の資料等と比較すると図書館ありきではなく、複数の導入候補公的カードの1つという表現に変わっていると見受けられる。

・一方、「相互貸借機能」「電子図書館(アーカイブ)機能」や「都道府県内図書館等共同利用」等については、今回の説明会資料では言及されていない。

今回のシステム仕様案では、複数設置母体の図書館カードをマイナンバーカードにまとめることができるという内容のみである。

※ イメージ例として、福岡県大牟田市(有明圏域定住自立圏)が紹介されている。

1-1. マイナンバーカードの更なる活用(マイキープラットフォーム等の構築)

① 各種利用者カードとして活用



マイキー IDの登録

利用する様々な サービスIDの登録

② 自治体ポイント利用カードとして活用

利用者

マイナンバーカード



マイキープラットフォーム

マイキーID マイナンバーカードのマイ キー部分のうち公的個人認 証サービスに対応して利用 者が任意に作成するID

サービスID 図書館や商店街などのサー ビスの利用者に付与されて いる顧客IDと当該サービス の事業者ID

マイキーIDの活用

ポイントの付与

- ○自治体ポイントの付与※
- ○地域経済応援ポイント
 - クレジット会社
 - 航空会社
 - 携带電話会社
 - 電力会社

等

※いわゆる行政ポイントのこと。各自治体の一 般財源により、ボランティアや子育て支援等 に参加した場合に付与されるポイント。

自治体ポイント 管理クラウド

- •自治体のポイント付与機能を支援
- クレジットカード等のポイントを地域経 済応援ポイントとして自治体ポイントに 加算
- (※)いわゆる行政ポイントを設定してい なくても、地域経済応援ポイントを自治 体ポイントとして活用することだけでも 可能。

自治体ポイントロ座(経常的なもの) 特定支援イベントロ座(臨時の復興支援イベントなど)

生活イノベーションによる 地域のQOLの向上

<サービスIDの候補>

- ○図書館(貸出カード)
- ○商店街(ポイントカード)
- 〇美術館(会員カード)
- 〇スポーツ施設(会員カード)
- 〇公立病院(診察券)

等

地域経済好循環の拡大

(ポイントを使う(使途は自治体が定める)

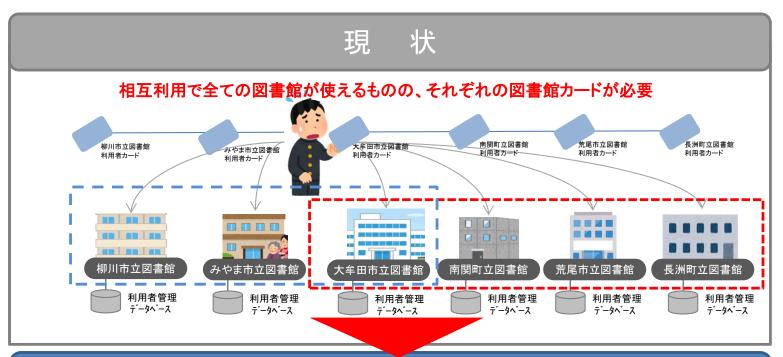
地域で使う

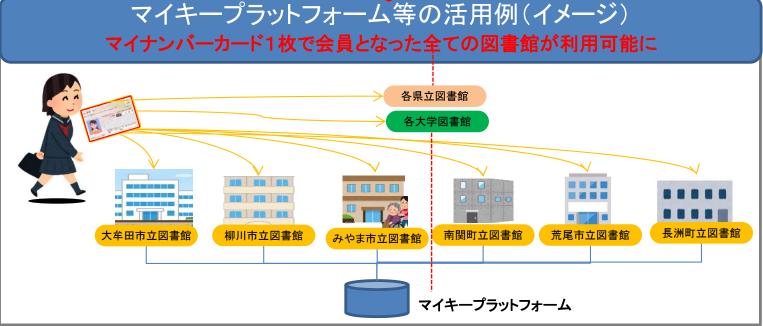
- ○美術館・博物館等
- ○地域商店街等の商店
- ○バス等の公共交通機関

観光で使う

- ○観光振興(アンテナ ショップ含む) 等
- オンラインで 使う
- ○オンラインで地域の産物 購入
- ○クラウドファンディング 等

3-8. マイキープラットフォーム等のイメージ例:福岡県大牟田市 [人口 116,086人]





有明圏域定住自立圏[人口 299,085人]



【経緯】

- H22年10月 大牟田市、柳川市、みやま市が 協定を締結し、「有明圏域定住 自立圏」を形成。医療、福祉、 地域公共交通、道路等のインフ ラ整備、人材の育成などの分野 において、連携した取組を行う。
- H23年 3月「有明圏域定住自立圏共生 ビジョン」策定
- H25年 3月 熊本県荒尾市、南関町、長洲町 と協定を締結し、圏域を4市2町 に拡大
- H28年 3月「第2次有明圏域定住自立圏 共生ビジョン」策定(計画期間: H28年~32年度)

2. マイキープラットフォーム導入スケジュール

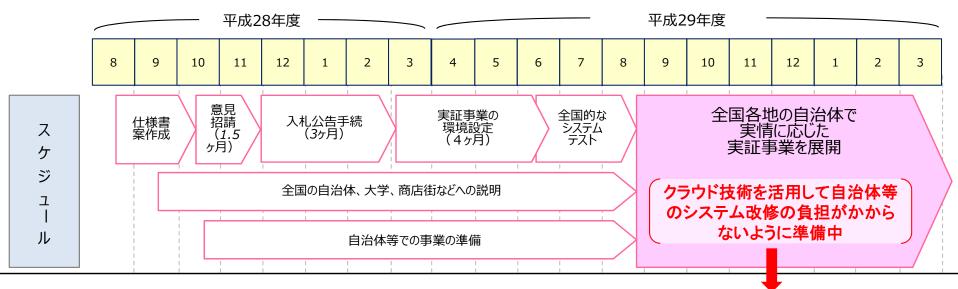
・資料に記載されている基本的なスケジュール案は、12月4日資料から変わっていない。

なお、7月にはシステムテストができるようにし、9月に運用(実証事業)開始の予定とされている。(以前の説明では、8月から実証実験開始とされていた。)

- マイキープラットフォームにアクセスするためのソフトウェアのダウンロードも、7月以降可能にする予定とされている。
- → 短期間に安定稼働するシステムが構築できるのかという疑問は残る。

4-1. 地域経済応援ポイント導入に係るスケジュール(案)

マイキープラットフォーム自治体ポイント管理クラウド



1. 【マイキープラットフォームを活用(図書館関係等)】

- ➤図書館での利用者登録の確認
 - 公立図書館1,350自治体(47都道府県、1,303市区町村)
 - 大学図書館779大学(86国立大学、86公立大学、607私立大学)
- ▶商店街のポイント会員の確認等
- ▶地域経済応援ポイントの移行の確認等
 - ・クレジットカードのポイント等を地域経済応援ポイントとして 自治体ポイントに合算する際等の本人確認に活用

2. 【自治体ポイント管理クラウドを活用】

- ▶自治体ポイントの発行管理業務支援システムとして活用
 - ・既に自治体ポイントを導入済みの自治体(416自治体)
 - 新たに地域振興等として自治体ポイントを導入する自治体
- ▶自治体ポイントを商品等の購入代金や利用料等に活用(地域経済応援ポイントの活用)
 - ・地域で使う(美術館・博物館、地域商店街等の商店、バス等の公共交通機関等)
 - ・観光で使う(観光振興(アンテナショップ含む)等)
 - ・オンラインで使う(オンラインで地域の産物購入、クラウドファンディング 等)

利用施設の窓口にインターネットに接続できる端末を設置し、マイキープラットフォーム活用アプリをダウンロードしてインストール

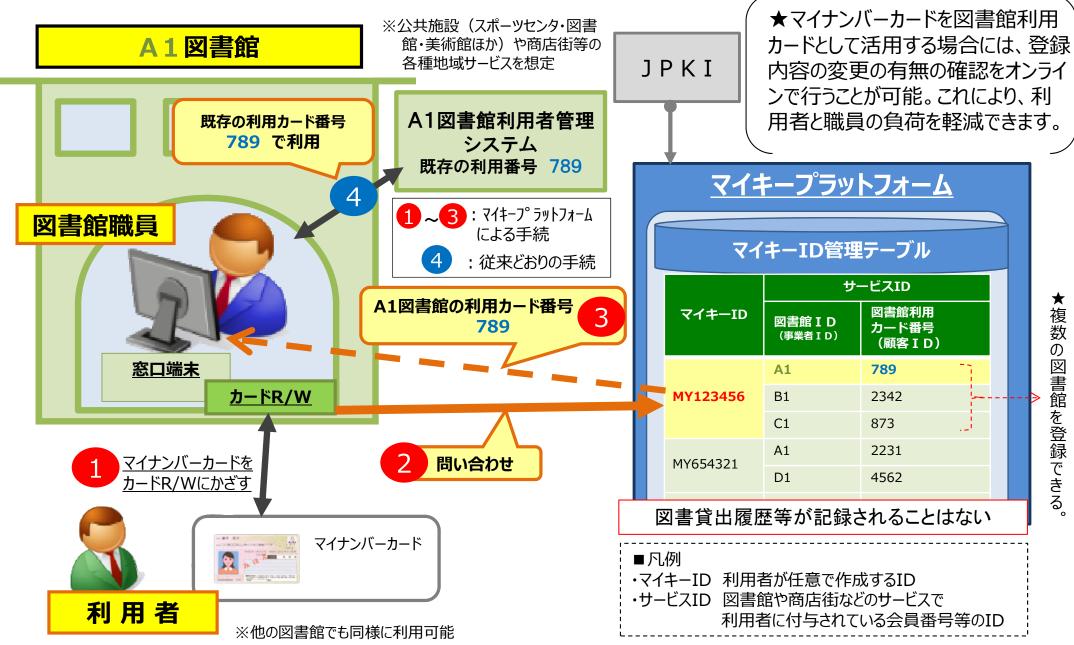
3. マイナンバーカード(マイキープラットフォーム)を利用した図書館の利用方法

- ・マイキープラットフォーム利用イメージ(案)は、基本的に以前公表されているものと変わりない。
- ・具体的な処理方式(マイキープラットフォームから図書館カード番号呼び出した後の処理)は、3方式から4方式に変わっている。
- ・追加された方式【方式D:ラベルを印刷】については、「利用者向けセルフ処理端末(自動貸出機等)」に対応するためのものであるが、カウンターで印刷するという職員の手間が発生することには変わりない。

また、【方式D】については、"当日のみ有効とする運用方法を検討中"という記述がある。しかし、基本的に図書館システム側に対応できる仕組みはなく、基本的に図書館システムの改修が必要。(改修自体の必要性も検討) なお、図書館カードにリライト式カードを導入している場合は、返却日の案内等で別途の対応が必要であることは変わらない。(リライト式カードの自動貸出機を導入している場合は、基本的に【方式D】でも対応できない。)

※ 磁気ストライプカード・規格の異なる IC カード等を使用している場合も、自動貸出機では同様の状況。

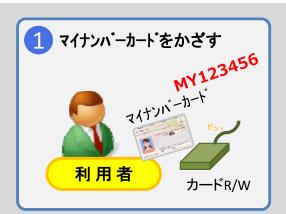
2-1. マイキープラットフォーム利用のイメージ(案)



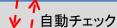
複数枚の図書館利用カードがマイナンバーカード1枚で、希望する全国の図書館の利用が可能

2-2. マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務のイメージ

<マイキープラットフォームの活用>







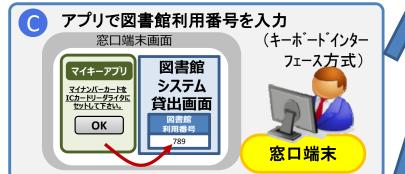
図書館利用カードの有効性の 自動確認

照会時に図書館利用カードの 有効性及び住所変更の有無 を自動確認

※定期的に一括で確認することも可能









③ 図書館システムで業務 (従来どおり)



図書館利用者管理システム

図書館窓口等で活用するために必要なこと

- ・図書館受付窓口にインターネットに接続された端末(PCやタブレット等)を用意すること
- ※なお、マイキープラット フォームとの特定通信に おいて、テキストデータの 状態の番号を取り扱うだ けなのでセキュリティは確 保済
- ・端末認証のための一定 の設定を行うこと(ダウ ンロード&インストール) なお、既存のシステムの 改修は不要。

4. 実施する場合の具体的な手順

(1) 事前準備 (ハード)

·ネットに接続しているパソコンに、IC カードのリーダライタがあればよいとされる。

(マイキープラットフォームへの図書館からのアクセスに関するセキュリティ要件等は特に提示されておらず、インターネットに接続できればよいとされる。)

このことから、貸出カウンター端末がインターネットに接続していれば、IC カードのリーダライタの準備(端末のWindowsのバージョン等に対応し、マイナンバーカードのICカード規格(typeB)が読み取りできるもの)のみ行えば、ハード面の事前準備は完了するものと思われる。

- ※ リーダライタは USB 接続が一般的になっている。USB ポートにアクセス制限をかけている場合は、制限解除について確認しておく必要がある。
- ※ 図書館(自治体)側のセキュリティ設定(フィルタリング設定等)により、マイキープラットフォームへアクセスできない可能性もあるため、設定および制限解除について確認しておく必要がある。

(2) 事前準備(端末登録)

- ・マイキープラットフォームにアクセスする端末、1台毎に端末登録をする必要がある(自治体毎に総務省に申請)。
- ・総務省から自治体毎に端末毎の ID とパスワードが通知されることから、図書館分の ID とパスワードを自治体の担当課から受け取る。
- ・今後公開される「マイキープラットフォームポータルサイト」から、「マイキープラットフォーム活用ソフト」をダウンロードし、インストールする。
- ・インストール後、端末毎に ID とパスワードを登録する。(登録を行う際、端末識別情報も自動的にマイキープラットフォームに登録される。)
- ※ ソフトのインストールの際、管理者権限 ID 等が必要か確認しておく必要がある。
- ※ 端末識別情報が登録されることから、パソコンが故障し端末を入れ替えた場合は、再度総務省への端末登録が必要であろう。(端末の追加は随時可能とのことだが、手続きにかかる時間は不明。)

3. マイキープラットフォーム等活用端末の登録準備

- ① 以下 4 種類のマイキープラットフォーム等活用端末ごとに、活用予定台数を調査する。
 - (ア) サービス ID の確認を行う端末 (図書館の窓口や商店街ポイントシステムの店頭端末等)
 - (イ) 自治体ポイントを使う端末 (美術館の窓口や商店の店頭端末等)
 - (ウ) ポイント券の発行端末
 - (エ) いわゆる行政ポイントとしての自治体ポイント付与業務を行う端末 (ポイント管理用業務用端末(各自治体1台)、ポイント付与用モバイル端末(必要台数))
- ② ①の調査結果を「マイキープラットフォーム等活用端末一覧(様式 I)」に入力して、 一斉調査システムを活用して総務省に送付する。
 - ※様式 I には、(ア)~(エ)ごとに端末の設置場所の内訳を記入したうえで、端末台数と ID 付与事業者名を記入する。サービス ID の確認を行う商店街ポイントシステムの店頭端末のように(ア)と(イ)に重複する端末については、(ア)に計上する。
- ③ 総務省は、自治体ごとに、端末 ID と端末パスワード一覧を作成し、各自治体の担当者に一斉調査システムを活用して送付する(「マイキープラットフォーム等活用端末別端末 ID 端末パスワード一覧(様式 II)」)。
- ④ 総務省は、「(ア) サービス ID の確認を行う端末」については、既に、利用者にサービス ID を付与している図書館や商店街などの ID 付与事業者について、ID 付与事業者 ID を設定しておく。
 - ※マイキープラットフォームでは、ID 付与事業者 ID のテーブルを作成し、端末管理者がマイキープラットフォーム等活用端末の登録をする際に、ID 付与事業者名を一覧からプルダウンメニューで選択できるようにしておく。
- ⑤ 各自治体の担当者は、配布された端末 ID と端末パスワードを図書館窓口や店舗などの各端末管理者に配布する。

4. マイキープラットフォーム等活用端末の登録

予め自治体より端末 ID と端末パスワードを配布された図書館窓口や店舗等の端末管理者は、利用するインターネットに接続された端末を用意する。

- ① マイキープラットフォームポータルサイトを開く(画面1)。
- ② 「マイキープラットフォーム等活用ソフトのダウンロード」ボタンをクリックし(→ 画面 6 へ)、ダウンロード完了後「実行」ボタンをクリックし(画面 6)、画面の指 示に従い(画面 7)、「マイキープラットフォーム等活用ソフト」をインストールす る。インストールが完了すると、端末の画面に「マイキープラットフォーム等活用 ソフト」のアイコンが表示されていることを確認する(画面 8)。
- ③ 端末管理者は、「マイキープラットフォーム等活用ソフト」のアイコンをクリックし (→画面 9 へ)、同ソフトを開く(画面 9)。
- ④ 端末管理者は予め配布された端末 ID と端末パスワードを入力し、「登録」ボタンを クリックする。(→画面 10 へ)
- ⑤ 端末管理者は、様式に従い連絡先を入力する(画面 10)。なお、「(ア) サービス ID の確認を行う端末」の端末管理者は、プルダウンメニューから ID 付与事業者名を選んで入力する。
- ⑥ 入力終了後、「登録」ボタンをクリックする。(登録完了後、→画面 22 へ) ※次の端末識別情報もマイキープラットフォームに登録される。

(Windows)

CPU の製造番号、マザーボードの製造番号、マシンのハード構成・ソフト構成に 基づき Windows が自動生成する値、Windows インストールの都度 Windows が 自動生成する値の 4 つの情報を結合し、SHA256 でハッシュ化した 32 バイトの 値。

(Android)

アプリケーションのインストール時に生成する値を、SHA256 でハッシュ化した 32 バイトの値。

5. 連絡先情報の入力確認(自治体の担当者)

「I.1. ①~④」と同様に操作する。(→画面3~)

- ⑤ 自治体の担当者は、メニュー画面 (画面 3) から「連絡先情報確認」ボタンをクリックする。(→画面 11 ~)
- ⑥ 自治体の担当者は、「マイキープラットフォーム等活用端末別端末 ID・端末パスワード一覧 (様式Ⅱ)」を参照し、「連絡先情報」を確認する (画面 11)。 ※内容に不明な点があれば、図書館や店舗等の端末管理者に電話等で確認する。

1.端末台数とID付与事業者名

自治体名	川崎市	4
全国地方公共団体コード	141305	
1.端末台数		
区分		端末台數
(ア)サービスIDの確認を行う端末(図書館の窓口や商店街ポイントシステムの店頭端末等	店街ポイントシステムの店頭端末等)	100台
(イ)自治体ポイントを使う端末(美術館の窓口や商店の店頭端末等)	の店頭端末等)	500台
(ウ)ポイント券の発行端末		3台
(エ)いわゆる行政ポイントとしての自治体ポイント付与業務を行う端末 (ポイント管理用業務用端末(各自治体1台)、ポイント付与用モバイル端末(必要台数))	業務を行う端末 〜付与用モバイル端末(必要台数))	5台
(ア)(イ)(ウ)(エ)端末台数 総合計		608台
2.事業者名		
ID付与專業者名		
川崎市立図書館		
プルージ、商店街		

2.内訳

100台	计数分 計	(ア)端末台数	
70台	唧	小計	
口八百屋	□八百屋		70
:			:
△クリーニング店2台目	△クリーニング店		СЛ
△クリーニング店1台目	△クリーニング店	ブレーメン商店街	4
×○燉茶	×○喚茶		ω
〇×ベーカリー	○×ベーカリー		2
〇〇果実店	〇〇果実店		_
30台	唧	小計	
幸図書館日吉分館	幸図書館日吉分館		30
:			:
麻生図書館	麻生図書館	川崎市立図書館	ω
高津図書館2台目	高津図書館		2
高津図書館1台目	高津図書館		1
端末名	設置場所	ID付与事業者名	項番
	(ア)サーピスIDの確認を行う端末(図書館の窓口や商店街ポイントシステムの店頭端末等)	IDの確認を行う端末(図書館の窓口	(ア)サーピス

(人)自治体が	(イ)自治体ポイントを使う端末 (美術館の窓口や商店の店頭端末等)	
項番	坦斯 爾德	端末名
1	ハル 中華子・F・不二雄ミュージアム	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム
2	岡本太郎美術館	岡本太郎美術館
3	(調本の単一の) (調本の事件の) (調本はの) (調本はの) (調本の) (認定の) (認定	かわさき宙と緑の科学館(川崎市青少年館)
4	日本民家園	日本民家園
51	川崎市市民ミュージアム	川崎市市民ミュージアム
:		:
499	△△花店	△△花店
500	××書店	××書店
	(イ)端末台数 合計	500台
₩ (₩) X	多(4)こととの日本の年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	

※ (ア)と(イ)の用途で使用する端末は、(ア)のみに記載

(ウ)ポイント表	ト券の発行端末	
項番	設置場所	端末名
1	XX商工会	XX商工会1台目
2	XX商工会	XX商工会2台目
ω	XX商工会	XX商工会3台目
	(ウ)端末台数 合計	3台

5 卧	(工)端末台数(合計	
XX市5台目	5 XX市	ъ
XX市4台目	4 XX市	4
XX市3台目	3 XX市	ω
XX市2台目	2 XX市	2
XX市1台目	1 XX市	_
端末名	項番 設置場所	項種
	(エ)いわゆる行政ポイントとしての自治体ポイント付与業務を行う端末 (ポイント管理用業務用端末(各自治体1台)、ポイント付与用モパイル端末(必要台数))	(H)これ
		Ī

1.端末台数UD付与事業者名

自治体名	川崎市	
全国地方公共団体コード	141305	
1.端末台数		
医 分		端 末台敷
(ア)サービスIDの確認を行う端末(図書館の窓口や商店街ポイントシステムの店頭端末等	店街ポイントシステムの店頭端末等)	100台
(イ)自治体ポイントを使う端末(美術館の窓口や商店の店頭端末等)	500台
(ウ)ポイント券の発行端末		3台
(エ)いわゆる行政ポイントとしての自治体ポイント付与業務を行う端末 (ポイント管理用業務用端末(各自治体1台)、ポイント付与用モバイル端末(必要台数))	業務を行う端末 ・付与用モバイル端末(必要台数))	5 台
(ア)(イ)(ウ)(エ)端末台数 総合計		608台
2.專業者名		
ID付与事業者名		
川崎市立図書館		
プレーメン商店街		

737	この確認的に、場合へ配置語の数1	、ノットでくうの前を含むし最大人区自然の数では国立とはファンベンよの直接最大など				
項番	ID付与事業者名	設置場所	端末名	増末ID	端末パスワード	削除要否
1		高津図書館	高津図書館1台目	00052459	a912lkf ja	
2		高津図書館	高津図書館2台目	00052460	83kaf908f	
3	川崎市立図書館	麻生図書館	麻生図書館	00052461	98 2kdg o01	
		***	•••	•••		
30		幸図書館日吉分館	幸図書館日吉分館	00052488	019kdiw 09	
	小計	畔	30台			
1		〇〇果実店	〇〇果実店	00052489	oeka92kgl	
2		○×ベーカリー	○×ベーカリー	00052490	oq 10dlz 90	
ω		×○爆茶	×○爆茶	00052491	89fa0011I	
4	プレーメン商店街	△クリーニング店	△ケリーニング店1台目	00052492	aig 9e8g ka	
5		△クリーニング店	△クリーニング店2台目	00052493	pal0285ue	
		:	:		:	
70		□八百屋	□八百屋	00052558	9a87gg ja7	
	小計	D9+	70台	-7		
	(ア)端末台数 合計	一种 中	100台			

(イ)自治体オ)自治体ポイントを使う増末(美術館の窓口や商店の店頭端末等)				
看	設置場所	端末名	堆末ID	増末パスワード	削除要否
1	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	00052559	jg ia8zo9a	
2	岡本太郎美術館	岡本太郎美術館	00052560	xk vn82md9	
3	かわさき宙と緑の科学館(川崎市青少年館)	かわさき宙と緑の科学館(川崎市青少年館)	00052561	qw82ohkgl	
4	日本民家園	日本民家園	00052562	dia9s83kg	
O1	川崎市市民ミュージアム	川崎市市民ミュージアム	00052563	aogi9999q	
:		***	***		
499	△△花店	△△花店	00053057	pg oa9z 03i	
500	××書店	××書店	00053058	uu gjij89 1	
	(イ) 機会素量(イ)	500 会			

(7)と(イ)の用途で使用する端末は、(ア)のみに記録

(ウ)ポイント券の発行端末

場合	設置場所	端末名	端末ID	端末パスワード	態際要否
1 XX商工会		XX商工会1台目	00053059	nn va8883	
2 XX商工会		XX商工会2台目	00053060	oiuuu891d	
3 XX商工会		XX商工会3台目	00053061	ye81kglh0	
	(ウ)増末合数 合計	3台			

	5 XX市	4 XX市	3 XX市	2 XX市	1 XX市	項番	(エ)いわゆる行政ポイ (ポイント管理用業務
(工) 端末合数、合計						設置場所	(エ)いわゆる行政ポイントとしての自治体ポイント付与業務を行う端末 (ポイント管理用業務用端末(各自治体1台)、ポイント付与用モパイル端末(必要台数))
5台	XX市5台目	XX市4台目	XX市3台目	XX市2台目	XX市1台目	端末名	
	00053066	00053065	00053064	00053063	00053062	端 末ID	
	ppsig62k	i1109dk7	kaig987s	azf8gk32	iag 8ake 2	増末パスワード	
						削除要否	

画面1:マイキープラットフォームのポータルサイト

<ブラウザ>



画面6:マイキープラットフォーム等活用ソフトダウンロード

<ブラウザ>



画面7:マイキープラットフォーム等活用ソフトインストール



画面8:マイキープラットフォーム等活用ソフトのアイコンを表示する画面



画面9:端末IDと端末パスワードの登録

 $\langle AP \rangle$

➡ マイキープラットフォーム等活用ソフト		_	×
端末	IDと端末パスワードの登録		
端末IDと端末パスワードを入力し、「登録」ボタ	シをクリックしてください。		
端末D			
端末パスワード			
	登録		

画面10:連絡先の登録

	×
連絡先の登録	
連絡先を入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。	
設置場所 必須 「マイキープラットフォーム等活用端末一覧(様式 I)」に	
端末名 必須 記入されているものを入力してください。	
ID付与事業者名 プルダウンから選択してください。	
担当者名	
所属組織の情報を入力してください。	
郵便番号 必須 -	
住所 必須	
電話番号 必須	
メールアドレス 必須	
メールアドレス (確認用) 確認のためもう一度入力してください。 (コピー・貼り付けはしないでください。)	
登録	

(3) マイキーID と図書館カード番号との結合(マイキープラットフォームへの登録)

・マイキープラットフォームに端末登録した端末で、「マイキープラットフォーム等活用ソフト」を利用して、マイナンバーカードからマイキーDと図書館カード番号を結合する。

(マイキーID と図書館カード番号を結合すると、利用者は「利用者マイページ」の「サービス ID の登録状況照会」 画面で登録した図書館(公共施設)等を確認することができる。)

※ 図書館カード番号を変更した場合のマイキープラットフォーム側の変更、図書館の登録要件を失った場合の マイキープラットフォームからの抹消については、資料に説明がない。

(4) 貸出し等の実施

- ・マイキープラットフォームに端末登録した端末で、「マイキープラットフォーム等活用ソフト」を利用して、マイナンバーカードから、図書館カード番号を呼び出す。呼び出した図書館カード番号から、4方式のいずれかで貸出手続き等を行う。
- ※ 現在の画面集では、登録時・貸出時とも当該利用者の「マイキーID」が表示されている。利用者設定の共通ID となるマイキーID を図書館側が把握することは、JLA 基準 [1] にはそぐわないと考える。このことから、この画面表示は図書館の自由の視点からは、課題がある。
 - → 少なくとも、図書館が図書館システムや申請書にマイキーID を記録することは、するべきではない。 ただし、利用者マイページには「マイキーID の変更」画面が用意されている。
 - ・[1] 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/portals/0/html/privacy/kasidasi.html

|| 活用

Ⅱ-1. マイナンバーカードを図書館カードや商店街のポイントカードなどの様々な利用 者カードとして活用する場合

9. サービス ID の登録

(図書館・店舗等で利用者によりマイキープラットフォームに登録)

利用者は、図書館や商店街ポイントカードを導入している商店街の店舗等に行き、図書 館や店舗等の担当者にサービス ID の登録を以下の手順で依頼する。(利用開始時、初回に 限る。)

- ① 図書館や店舗等の担当者は、端末の画面上に表示された「マイキープラットフォー ム等活用ソフト」のアイコンをクリックし(画面 8)、表示されたメニュー画面(画 面 22) から「サービス ID の登録」ボタンを選択する。(→画面 23 へ)
 - ※「マイキープラットフォーム等活用ソフト」は、マイキープラットフォームとの 通信の際、端末認証を行う。
- ② 図書館や店舗等の担当者は、利用者の持参した利用カードを用いて図書館システム 等で利用者照会を行い本人確認したうえで、利用カード番号を画面(画面23)に入 力する。

マイナンバーカードと利用者の持参した利用カードの両方が読み取れる IC カー ドリーダライタがある場合、図書館や店舗等の担当者は、利用者の持参した利用カ ードを用いて図書館システム等で利用者照会を行い本人確認したうえで、IC カード | 対応を検討中 リーダライタに利用カードをセットし、画面(画面 23)の「読取」ボタンをクリッ クし、表示されるサービス ID と利用カード番号が同じであることを確認する。

現住所変更の自動通知を希望する場合は、画面(画面 23)で住所変更の自動通知 を設定する。

(現住所の変更を通知するために、署名用電子証明書の発行番号を取得し利用する ことについて説明を表示する。)

- ③ 利用者は、当該端末に接続された IC カードリーダライタにマイナンバーカードをセ ットし、図書館や店舗等の担当者は、サービス ID の登録画面の「登録」ボタンを クリックする。(→**画面 24** へ)
 - ※マイキープラットフォームは、当該利用者のマイキーID ごとにサービス ID を登 録する。

(参考) 利用者のテーブル

マイキー ID	サー ID 付与 事業者 ID	ビス ID 顧客 ID (利用カード 番号)	利用者証明用 電子証明書 発行番号	署名用 電子証明書 発行番号 (住所変更の自動 通知を希望した 場合のみ)
MY123456	000001	1111111	030 D45	0249 FB
KEY34567	000002	222222	030D48	
• • •		• • •	• • •	

マイナンバーカードの再発行等により利用者証明用電子証明書の発行番号が変わった場合、初回の利用時に自動的に更新される。

なお、住所変更の自動通知を希望した場合は、署名用電子証明書についても、あわせて更新される。

④ 登録後、マイキープラットフォームに登録されたサービス ID (ID 付与事業者名と顧客 ID) が画面 (画面 24) に表示されるので、図書館や店舗等の担当者は、利用者が持参した利用カードと同じ番号であることを確認する。表示されたサービス ID が、利用カード番号と異なり、誤入力が確認された場合、「前の画面に戻る」をクリックし、②の画面 (画面 23) に戻り、再度、登録する。

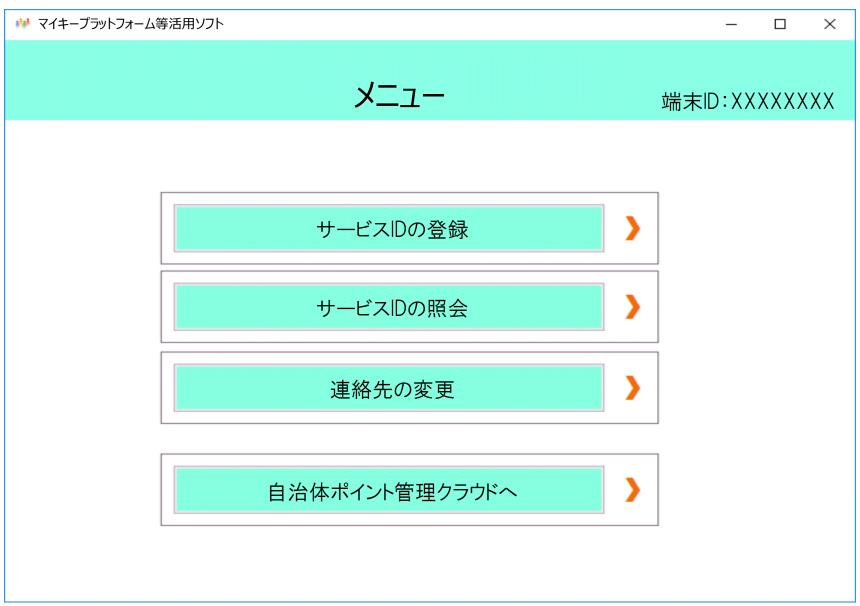
10. サービス ID を呼び出して様々な利用者カードとして活用

- ① 図書館や店舗等の担当者は、端末の画面上の「マイキープラットフォーム等活用ソフト」のアイコンをクリックし(画面 8)、メニュー画面(画面 22)を表示する。
- ② 「サービス ID の照会」ボタンを選択する。 (→画面 25 へ)
- ③ 利用者が、IC カードリーダライタにマイナンバーカードをセットし、図書館や店舗等の担当者が、「照会」ボタンをクリックすると、画面 26 に番号通知方式ごとに、連携の仕組みが表示されるので、それに従い、図書館管理システムや商店街ポイント管理システムなどの画面を呼び出し、従来どおりの対応をする(参考 27)。

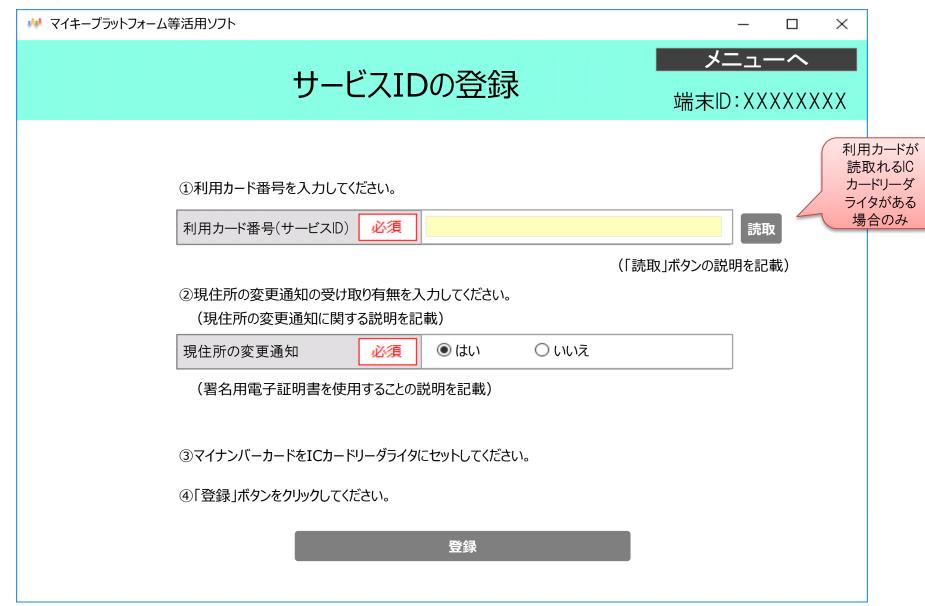
画面8:マイキープラットフォーム等活用ソフトのアイコンを表示する画面



画面22:メニュー



画面23:サービスIDの登録



画面24:サービスIDの登録完了



画面25:サービスIDの照会

<AP>

₩ マイキープラットフォーム等活用ソフト

メニューへ

×

サービスIDの照会

端末D:XXXXXXXX

①サービスIDの照会は、次の4通りの方式があります。(ID付与事業者別に方式が設定されています。) 方式ごとに以下の準備をして下さい。

番号通知方式(デフォルト)

連携システムに手入力するために、次画面で表示される利用カード番号(サービスID)を確認してください。

バーコード表示方式

連携システムでバーコードを読取るために、連携システム端末に接続されたバーコードリーダを準備してください。

ID自動引渡し方式

IDを自動で連携システムに引き渡すために、連携システムの利用カード番号の入力欄にカーソルをあててください。

ラベル印刷方式

利用カード番号をラベル印刷するために、バーコードが印刷できるプリンタを準備してください。

②マイナンバーカードをICカードリーダライタにセットし、「照会」ボタンをクリックして下さい。

照会

画面26:サービスIDの照会結果表示

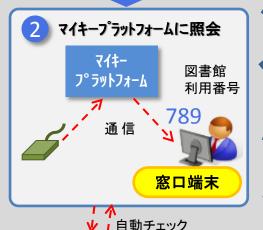
<AP>

☆ マイキープラットフォーム等活用ソフト × メニューへ サービスIDの照会結果表示 端末ID:XXXXXXXX D付与事業者名 川崎市立図書館 マイキーID MY123456 利用カード番号(サービスID) 18000000011 番号通知方式(デフォルト) 下記の利用カード番号(サービスID)を連携システムに手入力してください。 利用カード番号(サービスID) 18000000011 バーコード表示方式 画面に表示されたバーコードを連携システム端末に接続されたバーコードリーダで読取ってください。 ID自動引渡し方式 下記の利用者カード番号(サービスID)が、連携システムの画面の利用カード番号入力欄に表示されていることを確認してください。 利用カード番号(サービスID) 18000000011 ラベル印刷方式 次の「印刷」ボタンをクリックし、印刷されたバーコードを連携システム端末に接続されたバーコードリーダで読取ってください。 印刷 サービスIDの照会へ戻る メニューに戻る

参考27:マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務イメージ

<マイキープラットフォームの活用>





図書館利用カードの有効性の 自動確認

照会時に図書館利用カードの 有効性及び住所変更の有無 を自動確認

※定期的に一括で確認することも可能







3 図書館システムで業務 (従来どおり)



図書館利用者管理システム

図書館窓口等で活用するために必要なこと

- ・図書館受付窓口にインターネットに接続された端末(PCやタブレット等)を用意すること
- ※なお、マイキープラット フォームとの特定通信に おいて、テキストデータの 状態の番号を取り扱うだ けなのでセキュリティは確 保済
- ・端末認証のための一定 の設定を行うこと(ダウ ンロード&インストール) なお、既存のシステムの 改修は不要。

(5) 利用者の準備(マイキーID の設定)

- ・インターネットに接続し、リーダライタが接続されているパソコンで、「マイキープラットフォームポータルサイト」から「マイキーID・作成登録準備ソフト」をインストールする。
- ・インストールしたソフトウェアを使用し、マイナンバーカードの JPKI(公的個人認証)を使用して新規ログインし、マイキーID 等を設定する。(自治体ポイントの設定も行う必要がある。)
 - ※ 設定できる環境をお持ちではない方のために、市役所や公共施設等で設定できるようにしてほしいとされる。このため、図書館で利用者がマイキーIDを設定するための機材を用意するのかも、検討しておく必要がある。ただし、一般的に図書館が利用者向けに設置しているインターネット端末は、セキュリティ/著作権等の関係で USB 接続を禁止する設定にしている場合が多い。このため、リーダライタが接続できない(設定変更に費用がかかる)可能性もある。また、分館等では利用者向けインターネット端末自体がないところも多い。

また、図書館カード利用とは直接関係ない「基本自治体ポイント設定」の案内対応が発生する可能性も高い。 このことから、マイキーID の設定は図書館では行わない(端末/リーダライタを持たない利用希望者については、市役所(市民課等)で事前登録をお願いする)という方針も、検討するべきである。

6. マイキーID の作成・登録

<利用希望者は、マイナンバーカードを用意し、インターネットに接続された端末を準備(準備された窓口に出向く)>

- ① マイキープラットフォームポータルサイトを開く(画面1)。
- ② 「マイキーID 作成・登録準備ソフトのダウンロード」ボタンをクリックし (→画面 12 へ)、ダウンロード完了後「実行」ボタンをクリックし (画面 12)、画面の指示 に従い (画面 13)、「マイキーID 作成・登録準備ソフト」をインストールする。(画面 1 に戻る)
- ③ 今度は、画面 1 の「マイキーID の作成・登録」ボタンをクリックし(→画面 14 へ)、 画面の指示に従い(画面 14)、IC カードリーダライタにマイナンバーカードをセットし、「利用者証明用電子証明書パスワード入力」ボタンをクリックすると、画面 15 が現れるので、利用者証明用電子証明書のパスワード(4 桁)を入力し、「OK」ボタンをクリックする。(→画面 16 へ)
- ④ 利用希望者は、次の(ア)または(イ)の方法でマイキーIDを作成・登録する(画面 16)。マイキーIDは、8桁(半角大文字英数字)とする。
 - (ア) マイキーID を自動生成し、登録する場合

利用希望者は、「自動生成」ボタンをクリックし、マイキーID 候補として表示された自動生成値 (重複チェック済み)を確認し、この値をマイキーID とする場合は、マイキープラットフォームに登録する。自動生成されたマイキーID 候補を変更したい場合は、再度、「自動生成」ボタンをクリックする。ただし、自動生成は3回までとする。(3回目に自動生成された値は、マイキーID として登録される。)

(イ) 利用希望者が任意にマイキーID を作成し、登録する場合

利用希望者は、任意の8桁の文字列をマイキーID候補として画面に入力し、「重複チェック」ボタンをクリックし、重複がないことを確認したうえで、この値をマイキーIDとする場合は、マイキープラットフォームにマイキーIDとして登録する。

なお、重複チェックで3回エラーとなった場合は、(ア)の自動生成による。

※当該利用希望者の利用者証明用電子証明書の発行番号と有効期限もマイキー ID とあわせて登録される。

⑤ 利用希望者は、利用者マイページへログインするためのパスワードを登録する (画面 16)。

なお、利用者マイページのログイン ID は、マイキーID とする。

⑥ 併せて、自治体ポイント管理クラウドからのメール通知のためのメールアドレスを 入力し、メール通知を希望する情報を選択する (画面 16)。

<メール通知を希望する情報>

- ・各自治体ポイントが付与された場合(いわゆる行政ポイントおよび地域経済応援ポイント)
- ・各自治体ポイントが失効した場合
- ・パスワードを変更した場合
- ・マイキーIDを登録、変更、失効した場合
- ⑦ 併せて、応援ポイント移行の基本自治体ポイント口座を設定し、「登録」ボタンをクリックする。(→画面 17 へ)

クレジットカード等のポイントやマイレージを地域経済応援ポイントに移行する際、一時的に留保ポイントロ座に保管し、活用する時点で選択した自治体ポイントや特定支援イベントポイントに移行することができるが、一定期間(3週間程度)を経過すれば、選択することができなくなり、予め指定した基本自治体ポイントロ座に留保されていたポイントが移行することとなる。その基本自治体ポイントロ座をプルダウンメニューで設定しておく。なお、基本自治体ポイントロ座には、特定支援イベントロ座は指定できないし、自治体ポイントを設定していない自治体には、口座が存在しないので、指定することはできない。

- ⑧ 画面 17 に、マイキーID の作成・登録が完了のメッセージが表示される。続けて、地域経済応援ポイントを設定する場合は、「利用者マイページへ(地域経済応援ポイント移行用等のサービス ID 設定等)」ボタンをクリックすると、画面 57 が表示されるので、地域経済応援ポイントとして自治体ポイント等へ移行する可能性のあるクレジットカード会社等の協力会社のロゴのボタンをクリックする。
 - (ア)協力会社が ID 連携方式を採用している場合は、当該協力会社の説明画面に移るので、ログイン ID (お客様番号など)とログインパスワードを入力する。当該協力会社の会員等であることが確認されれば、設定終了。 次回からは、スマートフォンやパソコンなどで、当該協力会社のポイント移行画面を呼び出して手続を行う。
 - (イ)協力会社がクーポン連携方式を採用している場合は、当該協力会社のポイント移行手順を説明する画面に移るので、その画面の指示に従い手続を行う。いずれにせよ、当該協力会社のポイント移行の画面でクーポン番号の発行を受け、「クーポンコード利用」ボタン(画面 57)をクリックし(→画面 20 へ)、クーポンコードの入力・確認(画面 20)、ポイント移行の確定ボタンをクリックする必要がある(画面 21)。
 - ※なお、クーポンコードの入力が自動的に行われ、クーポンコードとポイント数が入力された状態で表示されるものもある。

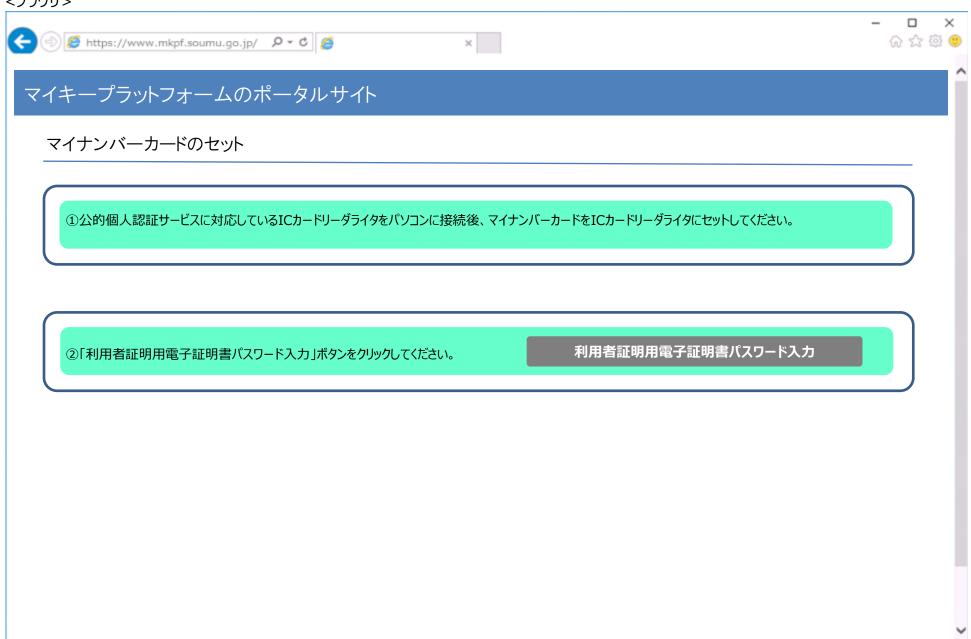
画面12:マイキーID作成・登録準備ソフトダウンロード



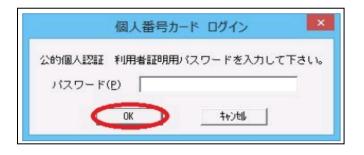
画面13:マイキーID作成・登録準備ソフトインストール



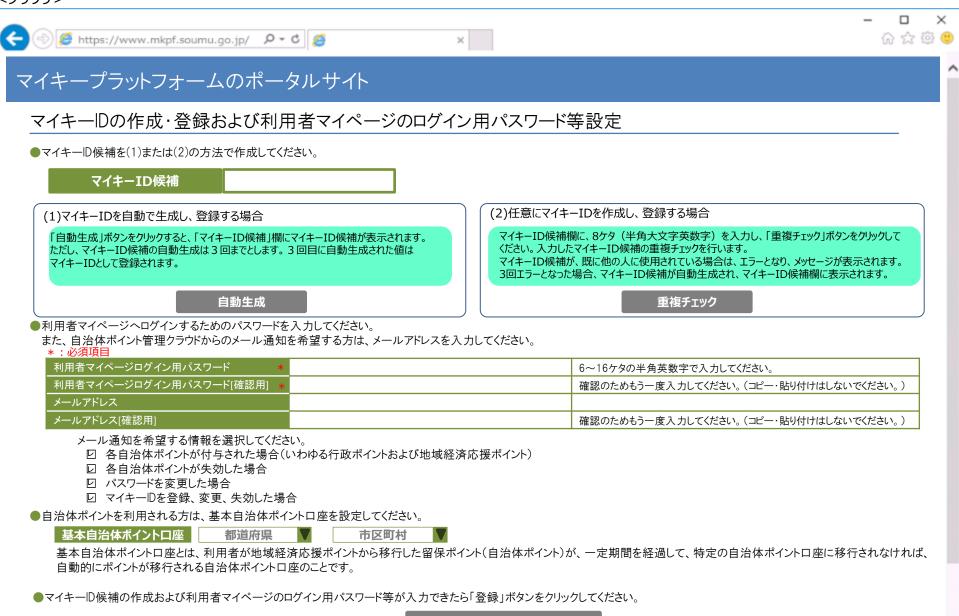
画面14:マイナンバーカードのセット



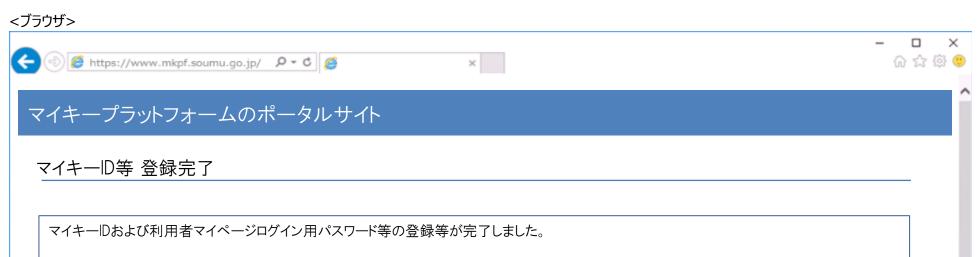
画面15:利用者証明用電子証明書パスワード入力



画面16:マイキーIDの作成・登録および利用者マイページのログイン用パスワード等設定



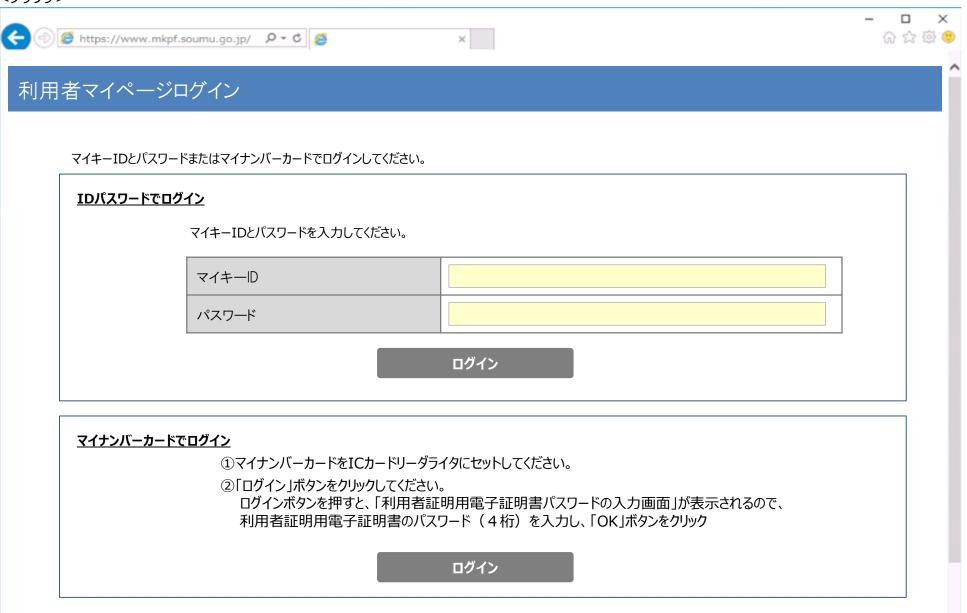
画面17:マイキーID等 登録完了



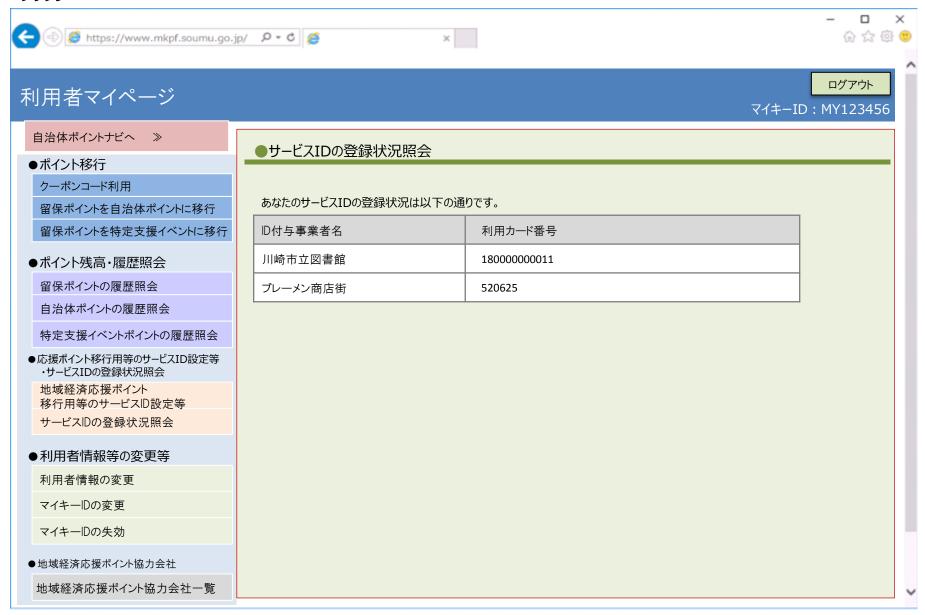
引き続き、地域経済応援ポイント移行用等のサービスID設定をする場合は、「利用者マイページへ」をクリックしてください。

利用者マイページへ (地域経済応援ポイント移行用等のサービスID設定等)

画面18:利用者ログイン



画面58:サービスIDの登録状況照会



5. 課題

(1) 運営規則等の整備

・図書館カード(貸出手続き)については、各図書館の管理運営規則(教育委員会規則)で規定されている場合が多い。このため、規則等の整備が必要であろう。ただし、当面実証事業という位置づけであることから、「実証事業実施要項」という形での対応も検討すべきである。

なお、未成年者は受付しないといった対応を取る場合の登録条件、JPKIを利用した住所の変更通知を受け取るか等も規定しておく必要がある。

(現在の画面集では、住所の変更通知を受け取るかは、利用者毎に設定できることになっている。ただし、実務上利用者毎に確認は現実的ではないだろう。なお、変更通知は変更があったことを知らせるのみとされていることから、この部分では現時点では図書館の自由の視点からの問題は考えにくいと思われる。)

・その他、カードの紛失(落し物)の対応・カード読取不良(破損等)が発生した際の対応や、有効期限・家族利用など、運用に向けた事前の整理が必要になる。

「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理(システム仕様(案)の内容・課題について)2017.6.4.

(2)費用面

- ・基本的には、リーダライタの購入とセットアップ(インストール)費用となるが、セットアップは担当職員レベルでも可能と考えられる。ただし、前述のとおり事前に設定確認等が必要であり、既にある設定(各館個別に設定している内容)等によっては、変更にかかる費用がかかる可能性は否定できない。
- ・カウンター端末がインターネットに接続していない場合、別途ネットに接続する端末が必要である。ただし、ネットに接続できれば対応できるとされており、無線接続等による方法も検討することになる。
- ・利用者がマイキーDを設定する機材を準備する場合は、一定の費用が必要であろう。(ただし、用意するかどうかの方針決定を、先に行う必要がある。)
- ・利用者向けセルフ処理端末は、当面前述の「方式D」で対応することとし、改修経費をかけないことも一方法ではあるが、この方式で対応する(ラベル印刷対応)ことによる人的資源の再配置という課題は残る。また、リライトカード等、対応できないカード方式が残るため、自館が導入した場合のシミュレーションも必要である。
- なお、"当日のみ有効とする運用方法を検討中"という記述に対しては、図書館システムの改修が必要とみている「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理(システム仕様(案)の内容・課題について)2017.6.4.

が、その必要性は乏しいのではないか。

・移動図書館については、マイナンバーカードを読み取りできるスマートフォンがあれば巡回先でも対応できるとみているが、機器の準備費用・通信費用が必要になる。

いずれにしても、経費(人的対応を含め)が他の図書館費(特に資料費)に影響しないことが重要である。(少なくとも、経費が確定しないうちに導入ありきの検討はするべきではないと考える。)

あわせて、実証事業後のマイキープラットフォームの維持費用についても、引き続き情報収集が必要である。

(3) プライバシー保護

図書館の自由の視点からの問題を回避しようとする仕組みにしようとされているように見受けられるが、「JLA 基準」では想定されていない概念であることも含め、以下の課題が指摘できる。

- 1. 登録時・貸出時とも当該利用者の「マイキーID」が表示されている。利用者設定の共通IDとなるマイキーID は保持するべきではなく、確認する必要性もない。
- 2. 貸出等の処理毎にマイキープラットフォームへアクセスすることは、図書館利用の事実がアクセスログとして 図書館システム以外に蓄積される可能性がある。

また今後(導入後も含め)、サービス変更や設定の変更等により、新たな問題が発生することも否定できない。 導入したとしても、引き続き問題が発生しないか確認していく必要がある。

6. 最後に

「「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理」で指摘している課題、また1月30日に日本図書館協会図書館の自由委員会が実施した学習会で指摘された課題について、多くの点でさらに課題の検証が必要である。

→学習会で吉本氏が「総務省の資料に『テキストデータの状態の番号を取り扱うだけなのでセキュリティは確保済』という表現があるが、技術者はそのような表現をすることはなく、何をもって確保済といえるのかわからない」という指摘をされている。しかし、今回の説明会資料でも同様の表現がある。

→「マイキーIDの図書館での利用記録と、自治体ポイントシステムとが、相互に参照できないシステムでなければならない。もし、参照できると、図書館利用にポイントが付けられる可能性がある。これはいわゆる「TSUTAYA図書館」で既に指摘された問題である。」と指摘をしている。現在の資料では、そのような機能については見当たらないが、今後定着させるために追加される可能性も念頭に、今後も検証等が必要と考える。

また、マイナンバーカードはそもそも日常持ち歩いて使われるカードになるのか、という基本的な問題が残る。

ただし、平成31年頃にマイナンバーカードの電子証明書を、スマートフォンに搭載できるようになる見通しとのことである。スマートフォンへの搭載が可能になれば、利用状況が大きく変わる可能性があることも、念頭に置く必要がある。

「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理(システム仕様(案)の内容・課題について)2017.6.4.

現在の状況では、複数の図書館のカードを1つにまとめることができるという利点以外、図書館としては特に利点は 見いだせない。このことから、1館単独で導入を検討するのではなく、相互利用を行っている等の複数の図書館で共 同で検討する必要性があると考える。

一方、そもそも、「複数の図書館カードをまとめる」ことについて、このマイキープラットフォームによる方法が最適であるのか、図書館界として検討することも必要である。

※吉本氏の指摘

「筋の良いものは広がる 筋の悪いものはなくなる いろいろな取り組みを認めつつ、何を守るべきなのか」 (将来的な、「電子書籍・データベースの共同購入」を見据えた議論が必要。)

図書館の広域利用が広がり、今後電子書籍の貸出を行うことも念頭におくべき状況の中で、図書館カードのあり方、利用記録の管理(利用者自身による利用を含め)等、検討が必要な時期となっている。

「マイナンバーカード」を「図書館カード」として使用することについての論点・課題整理(システム仕様(案)の内容・課題について)2017.6.4.